

7. 電算プログラミング開発業務委託 共通仕様書(案)

昭和58年 3月29日
建近企画第 67 号

電算プログラミング開発業務委託共通仕様書（案）

目 次

第1章 総 則

第1条	適用範囲	I-7-5
第2条	定 義	I-7-5
第3条	調査職員	I-7-5
第4条	管理技術者	I-7-5
第5条	打 合 せ	I-7-5
第6条	資料の貸与及び返還	I-7-6
第7条	成果の提出	I-7-6
第8条	受検体制	I-7-6
第9条	電算ソフトウェアの保守	I-7-6
第10条	疑 義	I-7-6
第11条	提出書類	I-7-6

第2章 業務内容

第12条	業務計画書	I-7-6
第13条	システム分析設計	I-7-7
第14条	プログラム作成	I-7-8

電算プログラミング開発業務委託共通仕様書（案）

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、近畿地方整備局が委託する電算ソフトウェア開発業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 定 義

この共通仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により委託者が受託者に対して業務に関する方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により受託者が委託者に報告し委託者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 調査職員

委託者は、業務委託について指示・承諾及び協議を代行させる調査職員を定め、受託者に通知するものとする。

第4条 管理技術者

1. 受託者は、業務委託の技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する管理技術者を定めなければならない。
2. 調査職員とは、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。

第5条 打 合 せ

1. 適正な業務の遂行を計るため管理技術者と調査職員は、常に密接な連絡をとるものとする。なおその都度打合せ、記録を作成し、相互に確認するものとする。
2. 受託者は、主要な区切りにおいて打合せを行うものとする。

第6条 資料の貸与及び返還

1. 委託者は、特記仕様書に定められた関係資料を受託者に貸与するものとする。

2. 受託者は、貸与された関係資料等を業務の完了後、ただちに返還するものとする。

第7条 成果の提出

業務が完了したときは、特記仕様書で記載した成果品一覧表に示す成果品及びその他関係資料等を業務完了報告書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

第8条 受検体制

受託者は、完了検査及び部分検査に際しては成果品及びその他関係資料を整えておくものとし管理技術者は検査に立合うものとする。

第9条 電算ソフトウェアの保守

受託者は、成果品納入後、一年以内に当該成果品に対する不備、誤りが発見された場合はその修正を速やかに行うものとする。

第10条 疑義

受託者は、業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は調査職員と協議し明確にするものとする。

第11条 提出書類

受託者は、別に定める様式（設計業務提出書類）により、関係書類を調査職員を経て委託者に提出しなければならない。

第2章 業務内容

第12条 業務計画書

1. 受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、調査職員に提出して承諾を得るものとする。
2. 業務計画書は、契約図書等に基づき業務概要・実施方針・工程表・担当技術者（管理技術者を含む）・打合せ・計画・ドキュメントの記載方法・使用する電子計算機器・既存の電算ソフトウェア等について明確にする。

第13条 システム分析・設計

1. システム分析・設計は、システム分析・システム設計・利用の手引作成・システム検査仕様作成の一連の手順に従って行うものとし、その業務内容及び成果品は下表を標準とする。

区 分	業 務 内 容	成果品
システム分析	業務計画書に基づき、対象業務について、システム分析を行い、その結果としてシステムの範囲を設定し、システムを機能分割し、サブシステムにより構成し、環境・サブシステム間の情報の流れを明確にするとともに計算方式・計算式を設定する。	システム 分析報告書
システム設計	システム分析報告書に基づき、サブシステムを機能分割し、プログラムにより構成し、入出力情報、ファイルのレイアウトを明確にする。 システム分析で設定された計算方式・計算式については、その計算のコンピュータ上のアルゴリズムを明確にする。	システム 仕様書
利用の手引作成	システム仕様書に基づき、システムの目的・機能・範囲・計算方式・計算式とそのアルゴリズム、入力データの作り方・修正のしかた、プログラムの使い方、機器の使い方、出力データの読み方等について、わかりやすく記述する。	利用の手引
システム検査 仕様作成	システム仕様書・利用の手引に基づき、ドキュメントとプログラムについて、効果的な検査仕様・検査方法を明確にし、検査プログラム・入力データ・期待値を準備する。	システム 検査仕様書

第14条 プログラム作成

プログラム作成は、プログラム設計・プログラミング・システム検査の一連の手順に従って行うものとし、業務内容、成果品は、下表を標準とする。

区 分	業 務 内 容	成果品
プログラム設計	システム仕様書に基づき、プログラムを機能分割し、モジュールにより構成し、各モジュールの処理内容・各モジュール間のデータの引き渡し方法等を明確にする。	プログラム仕様書
プログラミング	プログラム仕様書に基づき、コーディング・ディバックを行い、原始プログラムリストを作成し、原始プログラムをMTに記録する。	原始プログラム (リスト、MT)
システム検査	システム検査仕様書に基づき、ドキュメントとプログラムについて検査し、プログラムが正常に作動するようにする。	システム検査成績書

第5条 2項による「主要な区切り」は、標準的な条件別に次のとおりとする。

	I	II	III	IV
標準的な条件	一般的な場合	利用の手引が不要な場合	システム分析の結果が確定しており、システム設計から始めることが可能な場合。	システム分析の結果が確定しており、システム設計から始めることが可能で、かつ利用の手引が不要な場合。
工 程	業務計画 システム分析 システム設計 利用の手引作成 システム検査仕様作成 プログラム設計 プログラミング システム検査	業務計画 システム分析 システム設計 システム検査仕様作成 プログラム設計 プログラミング システム検査	業務計画 システム設計 利用の手引作成 システム検査仕様作成 プログラム設計 プログラミング システム検査	業務計画 システム設計 システム検査仕様作成 プログラム設計 プログラミング システム検査
主要な区切り	①業務計画書提出時 ②システム分析報告書提出時 ③システム仕様書・利用の手引提出時 ④システム検査仕様書提出時 ⑤システム検査成績書提出時	①業務計画書提出時 ②システム分析報告書提出時 ③システム仕様書提出時 ④システム検査仕様書提出時 ⑤システム検査成績書提出時	①業務計画書提出時 ②システム仕様書・利用の手引提出時 ③システム検査仕様書提出時 ④システム検査成績書提出時	①業務計画書提出時 ②システム仕様書・システム検査仕様書提出時 ③システム検査成績書提出時